

規制除外車両の事前届出に関する手続きについて

【制度】

○ 大規模災害等発生時の交通規制

公安委員会は、災害が発生し又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策を的確かつ円滑に行うため、災害対策基本法等の規定に基づき、区間又は区域を定めて緊急通行車両等以外の車両の道路における通行の禁止又は制限（緊急交通路の指定）を行います。

○ 緊急通行車両確認証明書等の交付

道路交通法に規定される緊急自動車以外の災害応急対策に従事する車両は、知事又は公安委員会の緊急通行車両等としての確認により「標章」及び「証明書」の交付を受けないと規制区間・区域を通行することができません。

○ 事前届出について

規制除外車両に該当し、所定の要件を満たす車両については、事前に届出をすることができます。

事前届出を行い、あらかじめ審査を受けておくことにより、災害等発生時における「標章と証明書」の交付までの所要時間が短縮できる制度です。

○ 規制除外車両の事前届出の対象となる車両

規制除外車両とは、民間事業者等による社会経済活動のうち大規模災害発生時等に優先すべきものに使用される車両であって、公安委員会の意思決定により緊急交通路の通行を認めることになる車両のことです。

事前届出の対象となる車両は、緊急通行車両とならないもののうち、使用の本拠の位置が大阪府内にある次のいずれかに該当するものとなります。

- ・ 医師、歯科医師、医療機関等が使用する車両
- ・ 医薬品、医療機器、医療用資材等を輸送する車両
- ・ 患者等搬送用車両（特別な構造又は装置があるものに限る。以下同じ。）
- ・ 建設用重機、道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両

【申請方法】

- 1 事前届出を行うことができる者は、届出の対象となる規制除外車両の使用者又は管理責任者です。
- 2 事前届出先は、大阪府内の警察署等となります。
- 3 事前届出に必要な書類は、以下のとおりです。
 - ・ 規制除外車両事前届出書（別記様式第2号）2通
 - ・ 車検証等の写し1通
 - ・ 次に掲げる車両の区分に応じた、それぞれに定める書類の写し1通（写真の場合

は原本1通)

【医師、歯科医師、医療機関等が使用する車両】

医師若しくは歯科医師の免許状又は使用者が医療機関等であることを確認できる書類

【医薬品、医療機器、医療用資材等を輸送する車両】

使用者が、医薬品、医療機器、医療用資材等の製造者又は販売者であることを確認できる書類

【患者等搬送用車両】

車両の写真（ナンバープレートを含む車体と特別な構造又は装置が確認できるもの。）

【建設用重機、道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両】

車両の写真（ナンバープレートを含む車体と車両の形状が確認できるもの。さらに、重機輸送用車両の場合は、重機を積載した状態のもの。）

4 警察庁ホームページを通じて、届出先警察署等へオンラインによる届出が可能です。

なお、オンラインによる届出後は、「規制除外車両届出済証」の交付がありますので、届出先警察署等へ来署していただく必要があります。

詳しくは、届出先警察署の交通課までお問い合わせください。

5 警察署の交通課窓口での申請の場合は、「規制除外車両届出済証」の交付を郵送で行うことができます。

郵送を希望される方は、届出先の警察署の交通課窓口で必要書類を提出する際に、郵便番号や届出先の住所等を記載したレターパックプラス（郵便局やコンビニで購入可能）をご持参ください。

※注意事項※

審査等に日数を要する場合がありますので、早めの相談、届出をお願いします。

届出書の様式を掲出してありますが、警察署の交通課窓口においても届出書を用意しています。

お問い合わせ、事前相談は、届出先の警察署等へお申し出ください。